第4分科会
「再犯防止と差別・排除」

問題提起：石塚伸一
（龍谷大学教授）

はじめに
～わたしに与えられた課題～

１．政府の「再犯防止計画」の概要

～医療観察法、刑の一部実刑法案、精神保健福祉法、
道交法改悪などとの関連～

２．社会内処遇

～刑罰と福祉の癒着、裁判・警察・福祉の連携、
アルコール・薬物依存者、生活保護受給への警察の介入～

３．刑事政策の近未来

- 「排除」を許さないならどういう社会を目指すのか？
- 闘いにくさ・連携の難しさの在りかはどこになるのか？

⇒いずれにしろ、短時間での提起で申し訳ないので、お任せします。

1. 犯罪対策閣僚会議

- 2003（平成15）年 9月 2日 閣議
- 「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及および関係行政機 関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に 推進するため、「犯罪対策閣僚会議」を随時開催する。
- 会議は、内閣総理大臣が主宰し、全閣僚を構成員とする。

２．再犯防止に向けた総合対策

- ２０１２（平成24）年7月25日、「再犯防止に向けた総合対策」決定。
- （目標）　刑務所出所後２年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後１０年間で２０％以上削減する。
- （施策の推進）　法務省が中心となり、関係省庁等と緊密に連携しながら、再犯防止策に取り組む。具体的取組については、工程表や成果目標を作成し、毎年フォローアップする。

『刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組』
（２０１１（平成23）年7月14日再犯防止対策ワーキングチーム決定）

- 第3「再犯防止のための重点施策」

１．対象者の特性に応じた指導及び支援を強化

(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

(2) 高齢者又は障害者に対する指導及び支援

(3) 女性特有の問題に着目した指導及び支援

(4) 薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援

(5) 性犯罪者に対する指導及び支援

(6) 暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援

２．社会における「居場所」と「出番」を作る

(1) 住居の確保　(2) 就労の確保　(3) 社会貢献活動による善良な社会の一員としての意識のかん養　(4) 犯罪被害者の視点を取り入れた指導、支援等の実施　(5) 満期釈放者等に対する支援の充実・強化

３．再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する

(1)再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施　(2) 再犯の実態把握や再犯の未然防止のための情報連携体制の構築　(3)既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討

４．広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

(1) 啓発事業等の実施　(2) 刑事司法分野に関する法教育の実施　(3) 保護司制度の基盤整備と充実・強化　(4) 弁護士及び日本弁護士連合会等との連携　(5) ボランティアやNPO法人等民間資源の参画による支援策の展開

３．刑の一部執行猶予

- 2006（平成18）年7月26日、法制審議会諮問「被収容人員適正化方策に関する諮問第77号」
- 「被収容人員の適正化を図るとともに、犯罪者の再犯防止及び社会復帰を促進するという観点から、社会奉仕を義務付ける制度の導入の当否、中間処遇の在り方及び保釈の在り方など刑事施設に収容しないで行う処遇等の在り方等について御意見を承りたい」。
- 法制審議会第149回会議において「法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会」（部会長：川端博明治大学法科大学院専任教授）設置。

2006年9月28日、第1回会議開催
事務当局による諮問の経緯・趣旨説明

- （1）過過剰収容　「刑事施設の収容人員数は、過去10年間一貫して増加傾向にあり、受刑者等の既決者に係る収容率は、2002年以降、116%を下らない状態が継続しているが、収容定員の増強が収容人員、実際に刑事施設に収容される人員の増加に伴う収容率の上昇に追いついていない」。
- （2）犯罪認知件数　「刑法犯の認知件数は、1996年以降2002年まで毎年戦後最多を更新、現在も高水準を維持しており、受刑者の平均刑期も長期化傾向にあるとされ、刑事施設の収容能力の向上にとどまらず、これと併せて、刑事施設に収容しないで行う処遇等の充実強化についても検討する必要があるのではないか」。「犯罪者の改善、更生、犯罪の予防という刑罰の目的の一つをよりよく達成しつつ、被収容人員の適正化を図ることができるのではないか」との提案
- （3）刑余者の再犯　「刑を受け終わった者あるいは仮出獄や執行猶予中の者による重大再犯、窃盗あるいは薬物犯罪を繰り返すなどして幾度も受刑する者が相当数存在する」ことから、「犯罪者の再犯防止及び社会復帰の促進」

在りうべき政策

【目的】 刑事施設の過剰収容状態の解消による収容人員の適正化、犯罪者の再犯防止及び社会復帰の促進

【方策】 社会内処遇および中間処遇の充実

（1）刑事施設に収容しないで処遇を行う方策

⇒プロベション型社会内処遇、社会奉仕命令、社会内制裁

（2）刑事施設に収容した者について、適切な時期に社会復帰が期待できる形で社会内に戻すことができるような方策

⇒パロール型社会内処遇、仮釈放、刑の一部執行猶予

（3）刑を終わった者に対する再犯防止・社会復帰支援制度

⇒予防拘禁（別房監置）、社会的援助、中間処遇

法制審議会の答申の概要

第１　法制審議会における審議経過等

平成１８年７月２６日　諮問

平成１３年度以降，刑事施設における過剰収容の状態が続いていることを契機として，被収容人員の適正化を図るとともに，犯罪者の再犯防止及び社会復帰を促進するという観点から，刑事施設に収容しないで行う処遇の在り方等について諮問したもの。

平成２２年２月２４日　全会一致で，刑の一部の執行猶予制度の導入及び保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を加える法整備に関する要綱（骨子）を答申

第２　刑の一部の執行猶予制度の導入

１　制度の概要

以下の要件を満たす場合には，判決により，その刑の一部について１年以上５年以下の期間執行を猶予することを可能とする。

初入者に対する刑の一部の執行猶予の要件

① 前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者，又はその執行終了等の日から５年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者（以下「初入者」という。）であること

② ３年以下の懲役又は禁錮の言渡しであること

③ 犯情の軽重その他の事情を考慮して，一部執行猶予の言渡しが必要であり，かつ，相当であると認められること

※ なお，一部執行猶予の期間中，保護観察に付することができるものとする。

薬物使用者に対する刑の一部の執行猶予の要件

① 薬物の自己使用等の罪を犯した者について，その犯罪的傾向を改善することが必要であること

② 初入者に対する刑の一部の執行猶予制度の要件②③と同じ

※ なお，一部執行猶予の期間中，必ず保護観察に付するものとする。

具体例

「懲役２年，うち６月を２年間保護観察付きの執行猶予」の言渡しの場合

まず１年６月の間懲役刑が執行され，その後，残りの６月の懲役刑の執行が２年間保護観察付きで猶予される。

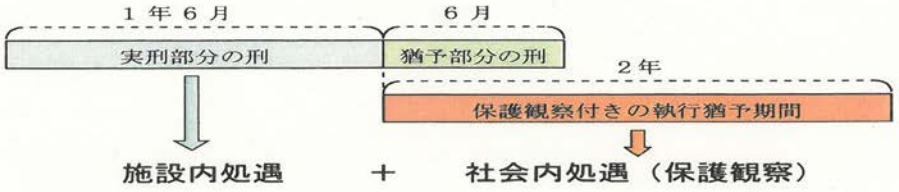

２　制度の趣旨

現行制度

懲役刑又は禁錮刑に処する場合，

刑期全部の実刑，又は，刑期全部の執行猶予

の選択肢しかない。

※　加えて，短期の実刑を言い渡される場合には，十分な仮釈放期間を取ることも困難である。

新制度のねらい

・およそ刑期全部の実刑とすべき場合とおよそ刑期全部の執行猶予とすべき場合の中間の領域にある**初入者**

・初入者には当たらないが，**薬物の自己使用等の罪を犯した者**については，

- まず，一定期間の施設内処遇を実施し，
- 引き続き，社会内でも犯罪を犯すことなく生活するよう，相応の期間執行猶予とする（その間保護観察に付すことも可能）

という形で，**施設内処遇と社会内処遇を連携**させることが，再犯防止・改善更生を図るため有用といえる場合あり。

これらの者に対し，**刑の一部執行猶予の言渡しを可能とする。**

第３　保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を加える法整備

１　制度の概要

保護観察対象者（注１）について，その問題性に応じて設定される特別遵守事項の類型（更生保護法第５１条第２項各号）に，社会貢献活動（注２）を加えるものとする。

（注１）　保護観察処分少年，少年院仮退院者，仮釈放者及び保護観察付執行猶予者
（注２）　社会貢献活動とは，要綱（骨子）第二の「善良な社会の一員としての意識のかん養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動」を意味する。

具体例

公共の場所の清掃活動に従事すること等

２　制度の趣旨

○　保護観察対象者に，その特別遵守事項として社会貢献活動に従事させることが可能になる。

○　この活動に従事することにより
- 社会に役立つ活動を行ったとの達成感を得ること
- 地域住民等から感謝されること

などを通じ，
- 自己評価を高めて改善更生の意欲を向上
- 他者を尊重し，社会のルールを守ることの必要性を認識

⇩

これにより，**再犯防止・改善更生を図る。**

再犯の現状と課題

約3割の再犯者が
約6割の犯罪をじゃっ起

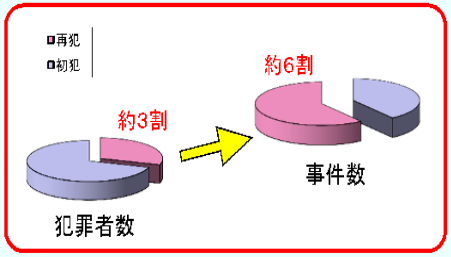

入所2度の者の5年以内の再犯率は初入者よりも2倍近い高率

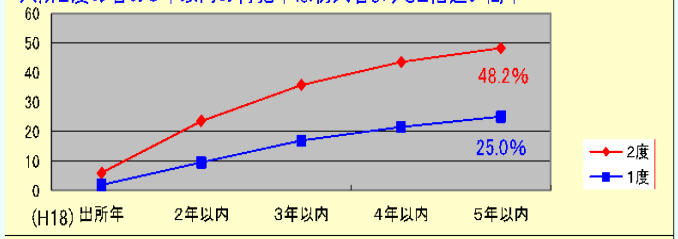

満期釈放者の5年以内の再犯率は仮釈放者よりも20ポイント以上高い

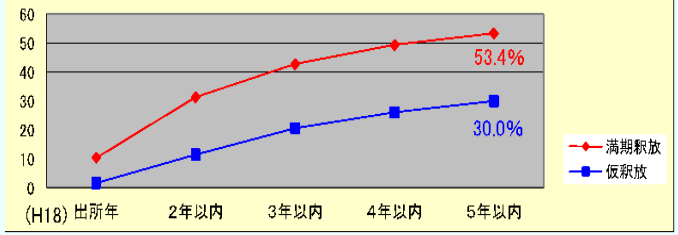

再入者のうち、前回出所時に適当な帰住先がなかった者の約6割は1年未満に再犯

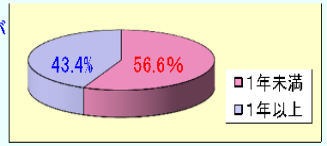

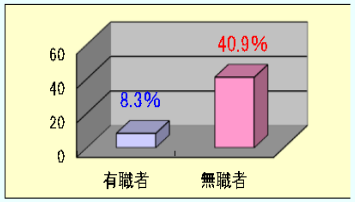

保護観察中に無職であった者の再犯率は有職者の約5倍

再犯防止のための主な施策

★は、「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」にはない、新たな対策を指す。

①対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

【少年・若年者・初入者】★
個々が抱える問題等に応じた指導・支援
関係諸機関連携の下、家族等への相談助言態勢の強化
社会貢献活動等によるコミュニケーション能力の伸長
関係諸機関連携の下、不良交友関係の解消や居場所づくり等の効果的実施

【薬物依存者】
個々の再犯リスクに応じたプログラム、薬物依存症の治療及び生活支援の一体的実施
医療機関、民間団体等との連携による継続的・長期的な指導・支援の充実
薬物依存者の家族等への支援の充実

【性犯罪者】
個々の再犯リスクに応じた一貫性のある指導・支援
諸外国の取組事例等も参考とした新たな対策の検討

【高齢者・障害者】★
地域生活定着促進事業等による帰住先確保、福祉サービス調整等の推進
個々の必要性に応じた切れ目ない指導・支援の強化

【女性】★
女性に特徴的な傾向の分析に基づく、更に効果的な指導・支援方策の検討・実施
被虐待体験等による精神的問題に対する、社会生活適応のための支援方策の検討・実施

【暴力団関係者等再犯リスクの高い者】★
継続的な暴力団離脱指導・支援の実施
飲酒、対人暴力等の問題に応じた処遇・指導の実施

②社会における「居場所」と「出番」を作る

【住居の確保】
更生保護施設の受入れ機能の強化
多様な一時的帰住先の確保
生活指導の強化、知識・情報の提供

【就労の確保】
雇用に結び付ける実践的なサポート
協力雇用主・新たな就労先の確保
少年に対する立ち直り支援の推進

【社会貢献・参加活動の推進】
活動を通じ、自己有用感のかん養
善良な社会の一員 としての意識の促進

【犯罪被害者に関連した指導】★
被害者の心情等を理解させる指導の拡充
真摯な謝罪に向けた動機付けの強化
修復的な取組の導入の検討

【満期釈放者等に対する支援】★
満期釈放者、保護観察終了者等への施策の検討
少年院出院者に助言等を行う仕組みの整備

③再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する

再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施★
再犯の実態把握や未然防止のための情報連携体制の構築★
既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討★

④広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

啓発事業等の実施★　刑事司法分野に関する法教育の実施★
保護司制度の基盤整備と充実・強化　日本弁護士連合会等との連携★
民間資源の参画による支援策の展開

【数値目標】出所後２年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後１０年間で２０％以上減少

推進体制

再犯の現状と課題

%

25.0%

(H18)

(H18)

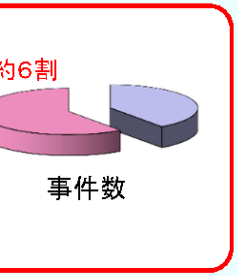

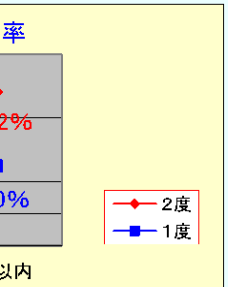

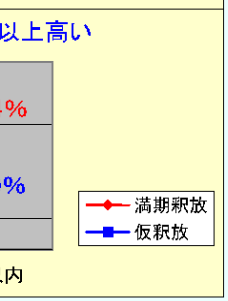

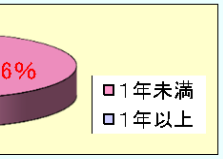

であった者の再犯率は

★は、「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」にはない、新たな対策を指す。

①対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

【少年・若年者・初入者】★
個々が抱える問題等に応じた指導・支援
関係諸機関連携の下、家族等への相談助言態勢の強化
社会貢献活動等によるコミュニケーション能力の伸長
関係諸機関連携の下、不良交友関係の解消や居場所づくり等の効果的実施

【薬物依存者】
個々の再犯リスクに応じたプログラム、薬物依存症の治療及び生活支援の一体的実施
医療機関、民間団体等との連携による継続的・長期的な指導・支援の充実
薬物依存者の家族等への支援の充実

【高齢者・障害者】★
地域生活定着促進事業等による帰住先確保、福祉サービス調整等の推進
個々の必要性に応じた切れ目ない指導・支援の強化

【性犯罪者】
個々の再犯リスクに応じた一貫性のある指導・支援
諸外国の取組事例等も参考とした新たな対策の検討

【女性】★
女性に特徴的な傾向の分析に基づく、更に効果的な指導・支援方策の検討・実施
被虐待体験等による精神的問題に対する、社会生活適応のための支援方策の検討・実施

【暴力団関係者等再犯リスクの高い者】★
継続的な暴力団離脱指導・支援の実施
飲酒、対人暴力等の問題に応じた処遇・指導の実施

②社会における「居場所」と「出番」を作る

【住居の確保】
更生保護施設の受入れ機能の強化
多様な一時的帰住先の確保
生活指導の強化、知識・情報の提供

【就労の確保】
雇用に結び付ける実践的なサポート
協力雇用主・新たな就労先の確保
少年に対する立ち直り支援の推進

【社会貢献・参加活動の推進】
活動を通じ、自己有用感のかん養
善良な社会の一員 としての意識の促進

【犯罪被害者に関連した指導】★
被害者の心情等を理解させる指導の拡充
真摯な謝罪に向けた動機付けの強化
修復的な取組の導入の検討

【満期釈放者等に対する支援】★
満期釈放者、保護観察終了者等への施策の検討
少年院出院者に助言等を行う仕組みの整備

③再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する

再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施★
再犯の実態把握や未然防止のための情報連携体制の構築★
既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討★

④広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

啓発事業等の実施★　刑事司法分野に関する法教育の実施★
保護司制度の基盤整備と充実・強化　日本弁護士連合会等との連携★
民間資源の参画による支援策の展開

年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後１０年間で２０％以上減少

３．刑事政策の未来像

- 処罰から医療へ、医療から福祉へ
- ドラッグコートからハーム・リダクションへ
- 社会復帰から社会参加へ
- 「２年より３年６月（１年６月＋２年）が軽い」という発想の問題性
- 「どこのいても、人は社会の一員である」。

蘆野徳林（芦東山）『無刑録』

- 芦東山は元禄9年（1696）仙台藩磐井郡東山渋民（現一関市大東町渋民）に生まれた。仙台藩儒学者として第5代藩主伊達吉村に仕えた。
- 藩政に関する考え、「七か条の上言」を行い、1737（元文2）年に講堂座列に関する願書を出した結果、1738（元文3）年から1761（宝暦11）年まで、23年間加美郡宮崎（現宮城県加美町）および栗原郡高清水（現宮城県栗原市）で幽閉生活を送った。
- 幽閉の間、日本の刑法思想の根本原理を論じた『無刑録』18巻を執筆、1755（宝暦5）年に完成させた。農家出身であった芦東山は、常に庶民・弱者の擁護を念頭に置いていた。
- 幽閉中に記した『二十二か条の上言』などに見られる人間愛と儒者としての信念に基づいた卓越した識見を示した。
- その刑法思想は、**「刑は刑無きに期す」という書経のことばに表されるように、**「刑罰は、それによって犯罪を抑制し、刑罰を用いないですむことを目的としている」とする。